

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和4年3月2日（水） 午前10時40分から
午後 0時13分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子、麻生栄作

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第42号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 令和3年大分県警察業務重点等推進結果について、令和4年春の組織改編概要について及び損害賠償の額の決定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ
政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

文教警察委員会次第

日時：令和4年3月2日（水）本会議終了後

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

(1) 付託案件の審査

第42号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

- ①令和3年大分県警察業務重点等推進結果について
- ②令和4年春の組織改編概要について
- ③各種申請・届出等窓口業務受付時間の変更（試行運用）について
- ④改正道路交通法の概要について

(3) その他

3 教育委員会関係

(1) 付託案件の審査

第42号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

- ①損害賠償の額の決定について
- ②大分県立別府支援学校鶴見校における個人情報の誤送等について
- ③教職員の懲戒処分について

(3) その他

4 協議事項

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

松田警察本部長 初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。鴛海委員長をはじめ、文教警察委員の皆様においては、平素から警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年の県警察の運営については、昨年に引き続き、県民とともに歩む力強い警察と定め、県民が安全で安心して暮らせる日本一安全な大分の実現に向けて、全力を傾注していく所存です。文教警察委員の皆様においても引き続き、県警察への御支援を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、付託案件として令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）について、諸般の報告として令和3年度大分県警察業務重点等の推進結果、令和4年春の組織改編概要など計4件について説明します。それぞれについては、担当部長又は課長から説明するので、よろしく申し上げます。

栢谷会計課長 第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）のうち、警察本部関係について御説明します。

お手元の大分県議会定例会議案（追加議案）の11ページをお開きください。ページ中段の第9款警察費の補正予算額は4億3,570万9千円の減額です。これを既決予算額から減額すると、補正後の総額は269億5,630万9千円です。

次に、予算の繰越しについて御説明します。23ページをお開きください。ページ下段の第

9款警察費第1項警察管理費の繰越額は2,114万5千円で、事業名警察施設改修費1,595万3千円及び24ページ一番上の交通安全施設整備費519万2千円です。繰越しの理由は、警察施設改修費については、杵築幹部交番における高圧受変電設備及び発電機設備の改修工事について、コロナ禍の影響により機材が工期までに調達できないためです。交通安全施設整備費については、国の補正予算（令和3年度補正予算第1号）成立に伴い措置された補助金を受け入れ、通学路対策として道路標識等を整備するものについて、工期の都合上、次年度に繰り越すものです。

次に、補正予算の内容について御説明します。

お手元の文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。警察費のうち人件費の補正予算額は、人件費小計の欄に記載のとおり2億9,206万4千円の減額です。これは、育児休業等により給料を支給しない職員分の残が生じるなどの影響によるものです。

次に、警察費のうち事業費の補正予算額は、一番下の事業費小計欄に記載のとおり1億4,364万5千円の減額です。この主な内容について、目ごとに右側に記載の説明欄の主な補正項目に沿って御説明します。

まず、事業費のうち上から2番目警察本部費の補正予算額は835万8千円の減額で、これは警察運営費に含まれる勤務管理システム改修費の入札残などにより減額となったものです。

次に、装備費の補正予算額は656万3千円の減額で、ヘリコプターの検査期間中における代替航空機賃借料の残などです。

次に、警察施設費の補正予算額は5,976万2千円の減額で、国東警察署整備事業費及び警察施設改修費は、工事請負費や設計委託料の残などにより減額となったもので、その下の交通安全施設整備費は、国庫補助金の減額に伴う補助事業費の減額などです。

次に、運転免許費の補正予算額は4,798

万5千円の減額で、認知症等早期発見支援事業費は、会計年度任用職員に要する経費が減額となったもので、その下の運転者管理システム改修事業費は、道路交通法改正に伴う運転技能検査の新設等に対応するためのシステム改修費の入札残です。一番下の自動車運転免許事務費は、高齢者講習業務委託料の残などです。

次に、恩給及退職年金費の補正予算額は279万8千円の減額で、受給者の減少に伴うものです。

最後に、警察活動費の補正予算額は1,817万9千円の減額です。これは、地域防犯力強化育成事業費及び空き交番・県民安全相談対策事業費におけるスクールサポーターや交番相談員等会計年度任用職員に要する経費の減額のほか、その下の一般警察活動費、刑事警察費は、職員の活動旅費について、コロナ禍の影響等により残が生じたものなどです。

また、一番下の交通指導取締費については、道路使用許可調査事務委託の件数が見込みより増加したのなどです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 さきほど23ページの繰越しは、資料が調達できないためという説明で、それはやむを得ないかと思いますが、次年度に繰り越すことによって、支障が出ないようにしないとイケないと思います。標識うんぬんとも言われていましたが、どういう形で対応するのか、支障は出ないのか、そのあたりを教えてください。

枅谷会計課長 コロナの関係で海外の工場が閉鎖しています。本来1月に入るものが半年延びますが、納期がきちっと判明しているので、計画的にしっかり対応していきたいと考えています。

原田委員 恩給費が出ていますが、恩給法って60年前ぐらいの法律ですよ。今は公務員共済制度になっていますから。さっき枅谷課長が対象者が減ったという話でしたが、もちろん御本人ではなくて遺族もいるでしょうが、恩給の対象者はどれぐらいいますか。

枅谷会計課長 今年度については23人で計上していましたが、実際には19人で、その部分がマイナスになっています。昭和37年11月以前に退職した職員、その遺族に対して支給するもので、年々下がっていくと思います。

生野厚生課長 会計課長が言ったとおりですが、現在19人の受給者のうち御本人が御存命の方は1人のみで、あとの方については御遺族が支給対象になっています。

麻生委員 さきほどの警察施設費で、交通安全施設整備費の減額理由が国庫補助金の減額による補助事業の減額ということでしたが、国庫補助金の減額理由は分かりますか。

後藤交通規制課長 警察庁から伺っているのは、このたびのコロナの影響に伴い、他の分野でこの予算を使うということで、各省庁押しなべて、全体として警察庁の分が減額されたと伺っています。

麻生委員 要望は多いわけですから、減額されないようにしっかり声を上げていく必要があると思います。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。なお、採決は教育委員会の審査の際に一括して行います。以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

では、①から④について一括して報告を求めます。

森實警務部長 令和3年大分県警察業務重点等の推進結果について御報告します。

お手元の文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。昨年は、上段に記載のとおり県民とともに歩む力強い警察との運営方針の下、四つの業務目標を掲げ、七つの業務重点に取り組みました。

まず、業務目標の達成状況ですが、一つ目の刑法犯認知件数過去最少については、昨年の認知件数は2,887件で、過去最少であった令和元年と比較して131件減少して、目標を達

成しました。

二つ目の特殊詐欺被害件数110件以下については、昨年の被害件数は150件で、目標未達成でした。なお、被害額は昨年比で約2億円減少して過去最少でした。

三つ目の交通事故死者数過去最少については、昨年の死者数は36人で、過去最少であった平成30年と比較して3人減少しているため、目標達成。

四つ目の重要犯罪の完全検挙については、昨年の検挙率は92.9%で、目標未達成でした。

続いて、業務重点の推進状況についてです。大きく七つの枠に分けて記載しています。このうち、業務目標に直接関連する4項目について報告します。

1 総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進の犯罪情勢の欄を御覧ください。昨年の刑法犯認知件数は2,887件で、前年より200件減少し、2年ぶりに過去最少を更新しました。

地域の安全度を示す犯罪率は全国第5位、前年は4位でした。検挙率は全国第19位、前年は33位でした。

昨年は、地域の実態に即した効果的な取組を推進したほか、防犯ボランティア団体等の活性化や街頭防犯カメラの設置促進等により、地域の防犯力の強化や犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組みました。

本年も引き続き、関係機関、団体と連携し、効果的な犯罪防止に向けた取組を推進していきます。

次に、その下の特殊詐欺の被害状況の欄を御覧ください。昨年の特殊詐欺被害件数は150件で、前年より38件増加しましたが、被害額は約8,179万円で、前年より約2億1,219万円減少し、過去最少となりました。

昨年は、大分県特殊詐欺等被害防止条例の周知に努めながら、これまでの取組を継続して実施するとともに、日本昔話をモチーフにした4コマ漫画による注意喚起チラシや動画を活用して各種広報啓発に取り組みました。

本年も引き続き、金融機関やコンビニ等と連携した水際対策や効果的な広報啓発活動等を行

うなどオール大分による取組を強力に推進していきます。

次に、3 交通事故の抑止の欄を御覧ください。昨年の交通事故死者数は36人で過去最少を3年ぶりに達成するとともに交通事故件数は2,360件、負傷者数は2,832人でいずれも17年連続で減少しました。また、資料に記載していませんが、負傷者のうち重傷者数は254人で過去最少を更新しています。

こうした成果は、交通死亡事故や重傷事故につながりやすい横断歩行者妨害や速度超過等に対する交通指導取締りをはじめ、各種対策の成果であると考えています。

一方で、交通死亡事故に占める高齢者の割合は、依然として高い水準で推移しており、高齢者に対する被害、加害両面からの交通事故防止対策を強力に推進していく必要があると考えています。

本年も関係機関、団体等との緊密な連携の下、効果的な交通事故防止対策を推進していきます。

次に、4 悪質・重要犯罪等の徹底検挙の重要犯罪の検挙の欄を御覧ください。令和3年中における殺人や強盗等を含む重要犯罪の認知件数は56件、検挙件数は52件でした。検挙率については92.9%で、全国平均の93.4%を0.5ポイント下回り完全検挙には至りませんでした。未検挙となっている4件の強制わいせつ事件は、現在も継続捜査中ですが、一部の事件は、今年に入り既に検挙しているものもあります。また、検挙した事件の中には、長期未解決となっていた宇佐市安心院で発生した強盗殺人事件があります。

本年も、本部と警察署が一体となった取組により、県民に大きな不安を与える悪質・重要犯罪等の徹底検挙に努めます。

県警察では引き続き、県民とともに歩む力強い警察の運営方針の下、日本一安全な大分県の実現に向けて、職員一丸となって業務を推進していきます。

資料の3ページをお開きください。令和4年春の組織改編について、現下の治安情勢等を踏まえ、組織の合理化、人員の効率的配置により、

体制強化等を行うこととしたので、その概要について御説明します。

一つ目はデジタル化推進体制の強化です。行政手続のオンライン化や電子決裁の導入等デジタル化関連施策に的確に対応するため、警務課にデジタル化推進係を新設します。

二つ目は悪質・重要犯罪等捜査体制の強化、整備です。金融・企業犯罪をはじめとする経済的不正事件に対する捜査を推進するため、捜査第二課企業・経済犯罪特別捜査班の体制を強化します。また、組織的に敢行されている特殊詐欺の捜査に的確に対応するため、特殊詐欺捜査に関する事務を捜査第二課から組織犯罪対策課に移管します。

三つ目は災害、テロ等緊急事案対策推進のための体制強化です。災害発生時における警察への迅速かつ的確な運用を図るため、地域課に附置している航空隊を警備運用課に移管します。また、テロ等重大事案の発生を未然に防止するため、警備企画課の体制を強化します。

最後に、警察署支援体制の強化です。各種捜査支援体制を強化するため、刑事企画課捜査支援室の体制を強化するとともに、警察署の業務負担軽減及び交通規制業務の適正化を図るため、交通規制課に支援・指導係を新設します。また、空き交番の解消及びパトロールの強化を図るため、交番相談員を増員したいと考えています。

資料の4ページをお開きください。各種申請・届出等窓口業務受付時間の変更（試行運用）について御説明します。

現在の警察本部及び警察署の窓口業務の受付時間は、一部を除き午前9時から午後5時45分までですが、審査時間が確保されていないこと、時間外勤務前提の受付時間となっている問題点があげられます。

今回の試行は、これらの問題を解消するため、主に事業所等を対象とする一部の窓口業務の受付時間を午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までに変更するものです。

対象業務は、生活安全部及び交通部が主管する20業務としており、県民サービスの低下を防ぐため、遺失拾得や運転免許関係等業務は除

外しています。なお、九州各県警においても、宮崎県を除く各県で窓口業務の合理化を実施又は試行しているものです。

試行については、令和4年4月1日から当分の間運用することとしています。

三浦交通部長 本年5月13日に施行される道路交通法の一部を改正する法律等について、運転免許事務に関わる部分の概要を御説明します。

資料の5ページをお開きください。今回の道路交通法及び下位法令の改正概要は、高齢運転者対策の充実、強化と第二種免許等の受験資格の見直しの二つの大きな柱となっています。

改正概要についてそれぞれ御説明します。資料の改正概要及び改正の背景の欄を御覧ください。

一つ目の柱の、高齢運転者対策の充実・強化の内容は①運転技能検査及びサポートカー限定免許の導入と②高齢者講習区分及び認知機能検査の見直しの2項目です。最初に運転技能検査について御説明します。

これまでの運転免許行政における高齢運転者対策は、主に加齢に伴う認知機能の低下に着目した対策を行ってきました。しかし、全国的に高齢運転者による社会的耳目を集める重大事故が複数発生し、高齢運転者に関する免許制度の見直しを求める声が大きくなったことや、高齢運転者による交通死亡事故の内、認知機能の低下が認められない方による事故が約6割を占めている状況を受け、認知機能だけではなく加齢による運転技能の低下にも着目した対策が必要であるという観点から、導入されることになったのが運転技能検査です。

運転技能検査は、75歳以上の免許更新予定者のうち、過去3年以内に一定の交通違反歴を有している方に対して実際に車を運転して、いくつかの課題を設けた検査を受けてもらい、合格点に達しない場合は運転免許の更新ができないものです。運転免許有効期限の6か月前から受検が可能で、合格するまで何度でも受検することができます。

次に、サポートカー限定免許について御説明します。今回の改正により、免許保有者からの

申請による運転免許の条件付与等の規定が整備され、運転できる自動車等の種類を自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えたサポートカーに限って運転できる免許が創設されることになりました。

このサポートカー限定条件については、運転に不安を覚える高齢運転者等に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全な自動車等に限って運転を継続するという中間的な選択肢を与える主旨で新設されるものです。なお、限定条件の付与については、免許保有者本人からの申請により行います。

次に、高齢者講習区分及び認知機能検査の見直しについて御説明します。認知機能検査と高齢者講習は、高齢運転者が運転免許を更新等する場合に受検、受講が義務付けられているもので、現行制度でも実施されています。しかし、高齢運転者の増加等に伴い全国的に受検、受講待ちが長期化していることを受け、認知機能検査の結果区分や高齢者講習区分を合理的かつ効果的なものに見直すこととなりました。

高齢運転者の免許更新手続の変更欄を御覧ください。認知機能検査と高齢者講習の変更点をそれぞれ御説明します。認知機能検査については、検査判定区分の変更が行われ、現在は検査の点数に応じて三つの分類に分かれている判定区分が、改正後は認知症のおそれありと認知症のおそれなしの二つの判定区分に簡素化されることになりました。高齢者講習については講習区分の変更が行われ、現在は認知機能検査の結果に応じて合理化講習と高度化講習に細分化されている上、それぞれ免許種別に応じて実車指導の有無で細分化されていた講習区分を一元化し、実車指導の有無のみで区分することになりました。

次に、二つ目の柱の改正概要の③第二種免許等の受験資格の見直しについて御説明します。現行制度では、第二種免許や大型免許等を取得するためには、普通免許を3年以上保有した上で年齢が21歳以上であること等の受験資格が設けられていますが、全国的な運送、交通業界等の人手不足を受け、普通免許の経験不足等を

補うための特別な教習を修了した場合に限り、受験資格を緩和することとなりました。

この改正により、特別な教習を修了した場合、第二種免許や大型免許、中型免許の受験資格が一律に年齢19歳以上、普通免許等保有歴1年以上に緩和されます。同時にこの特例を受けて、第二種免許等を取得した者が本来免許を取得できる21歳等の年齢に達するまでの間に基準に該当する交通違反等を犯した場合、若年者講習を受講することが義務付けられることになりました。

この若年者講習を正当な理由なく受講しなかった場合や、受講後、本来免許を取得できる年齢に達するまでの間にさらに基準に該当する交通違反等を犯した場合は、特例を受けて取得した第二種等の運転免許は取消となります。

なお、本改正により、運転免許事務手数料も一部改定する必要がありますが、手数料の改定概要については別途、大分県使用料及び手数料条例の一部改正についての議案説明の際に御説明します。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 業務重点の推進結果の報告の中の防犯カメラ設置支援についてです。

以前ちょっと相談したこともありましたが、最近、新設に対する支援制度はありますが、更新に対する支援制度がない現況が分かりました。最近故障もかなり多いようで、本来なら、例えば設置して10年間保証があればいいでしょうけど、なかなかそういう仕組みもまだないので、商店街とか防犯協会とか設置者の負担が結構大きくなっているようです。新設の場合のメーカーの保証とか、そういった指導も必要でしょうし、また、年数がたって、例えば、償却年数が10年とすれば、10年後に更新支援の新たな制度を設けることが必要になると思うので、ぜひ一度そういった実態把握した上で、改善、支援制度をしっかりと作っていただければと思います。これは要望で結構です。

猿渡委員 サポートカー限定免許についてです

が、大事なことだだと思います。ただ、安全機能のついた車は高額になるのではないかと思いますし、今、高齢の方が持っている車に後から安全機能を付けるとか、それに対する補助とか、その辺のところはどうなっているのか教えてください。

三浦交通部長 サポートカーに関しては、数年前出だしの頃、国の補助等ありましたが、現在、この免許の制度開始にあたり、購入時の補助等は特にありません。

ただ、サポートカーについては、普及されてきて、値段も昔ほど高額ではなくなっています。

猿渡委員 高齢の方は結構古い車に乗っていたり、買い換えたときも中古車だったりというケースも多いのではないかと思います。どうしても車が必要な地域では、皆さん年金がどんどん下がっている中で、高齢者の方の生活も大変で、何か補助的なものがないと、なかなか難しいのではないかという気もします。その辺の課題は感じられないでしょうか。

溝口運転免許課長 さきほど部長も説明したとおり、今、県においては補助制度はありません。どうしても高齢者の負担になってしまいます。今後はどうなるか分かりませんが、そういうことで対応していきます。

猿渡委員 私は必要ではないかと思えます。

もう1点、さきほど悪質・重要犯罪等の徹底検挙のところ、強制わいせつ等についての説明が若干ありましたが、わいせつ事件とか性犯罪とか、性犯罪まで至らなくても痴漢行為とか、そういう問題で、やはり被害者を増やさないためにも、加害者に対する更生プログラムと言いますか、更生させるためのプログラムをつないでいくことが必要だと思います。そういう御意見を県民の方からいただいている、いろんな部署との連携が必要だと思いますが、警察としてはどのようなことをされているのか。各部署と連携を取ってやっていると思いますが、その辺の強化が必要ではないかと私は思っています。いかがでしょうか。

芦刈生活安全部長 警察では、子どもを対象とする暴力的な性犯罪を犯した者について、刑事

施設出所後の所在確認をしています。当然、警察庁の指定があつて、法務省との関係で、そういう情報を各県に下ろして、本人の同意を得て面談を実施することで、再犯の防止に向けた取組を行っています。

猿渡委員 そういうことも大事かと思えます。また、今後、より各機関との連携を図りながら、その点はぜひ力を入れていただきたいと思います。本人のためにも、被害者を増やさない、出さないためにも非常に大事かと思えますので、よろしくをお願いします。

小嶋委員 特殊詐欺の関係ですが、電話機の購入を応援していたことが随分あったと思いますが、これはまだ続いていましたか、いかがでしょうか。（「すみません、もう1回よろしいですか」と言う者あり）

電話機を高齢者とかが購入するときに補助していましたが、あれはまだ続いていますか。

芦刈生活安全部長 県のアイネスが中心になって、県と市町村の補助金を合わせて、台数を増やすことをやっています。昨年の実績は663台でした。補助金の上限1万円で、そういう形で積み重ねて、固定電話に対する話させないという努力については、県と連携しながらやっている状況です。

小嶋委員 電話回線がデジタル化されたら、今度はそれに対応する電話機にどう電話番号が映るのかは御存じだと思うんですね。非通知の人からかからないようにできる仕組みもありましたね。そういうものも普及していると思いますが、一般の高齢者の皆さんはそういうことを知らずに、まだ昔のアナログ回線で、全然電話番号が映らないもので電話がかかってきて、何か信用してしまうということもまだあると思います。そういうことに関連して、回線のデジタル化も応援ができるといいのではないかと思います。固定回線そのものは随分減ってきていますから、昔から比べると半減していますが、でも、携帯電話を持たない人は、これを頼りにしている人もまだいるかと思うので、ここは引き続き対策が必要ではないかなと思っています。

あと、特殊詐欺で、うちのある議員がパソコ

ンでユーチューブを見ていたら、すごいのがかかってきて、それで大ごとになりかけたという話がありました。パソコンの関係についても、何か歌ができるという話を聞いていますが、特殊詐欺に対して、専門の部署もできるので、いろいろ企画をしてやっていただければと思います。いろいろなパターンで特殊詐欺が今発生していて、僕らも携帯電話に送られてくるたびに、どうにか防げないかなという思いを強くしているので、新しい組織でしっかりその辺検討いただきたいと思います。

それからもう1点、交通事故の抑止のところ、件数が減って非常に喜ばしいことだと思っているし、私も年度当初のこの委員会のときに交通事故死者ゼロを目標にすべきだと、かねがね申し上げています。それは基本的な私の思いとしては変わっていないのですが、それに近づきつつあり、努力が実ってきているなと思っていますが、うがった見方になるかもしれませんが、今年に関しては、コロナ禍の影響で、外出することが減少してきたことによって事故が少なくなっている、死者も少なくなっているとの分析結果ですか。

芦刈生活安全部長 回線等については、NTTとかそういうところと話をしながら、さきほどの防止対策電話の設置も含めて対策を練っていききたいと思っています。

それと、パソコンでウイルスに感染したので、ここに電話してくださいというものは昨年末から非常に増えて、また、そのサポート、パソコンを正常に使える状態にするのためにお金があるので、そのお金をコンビニで電子マネーとして納入させる被害が非常に増えています。

県警で広報して、非常にそういう詐欺が増えていることを伝えると同時に、パソコンを使っている方に、そういう被害が一定件数あることを、より広報していききたいと思っています。

それから、さきほど御指摘の歌の関係ですけれども、以前県警で作った「飲んだらのれん」という交通のソングがあります。手口がたくさんあるので、その手口を拾いながらやっていく形になりますが、ストレートに歌が作れない案

件もあって、そのうちに広報できればと思います。

三浦交通部長 事故減少の理由で、コロナの影響はどうかという御質問です。2年前、交通事故に関しては3千件、一昨年、それが500件減って2,500件、昨年は、さきほど説明したとおり2,300件ということで減ってきています。では、交通量はどうかということ、コロナが始まったのが2年前ですね、それを前の年と比べると、県警では県内に5地点、大きな車両感知器で測れるところがあります。その5地点の年間総数だと約2割減っています。一昨年から昨年はどうだったかということ、その前の年、一番最初の年から1割減ということで戻ってはきましたが、やはりコロナの減少で交通量が減ったことは否めないかなというところ、

ただ、それが全てコロナの影響ではありません。やはり皆さんのこれまでやってきた交通対策、関係機関、団体、一緒になって交通安全対策、啓発活動をやってきたたまものだと分析しています。

小嶋委員 特殊詐欺の関係は、いろいろお金を支払う銀行の窓口やATMを操作しているときに着目して、銀行の皆さんあるいはコンビニと連携する。必ずプリペイドカードか何か買うんでしょう。そういうことで来た人がいたら、必ず声をかける。ちょっと失礼で人権の問題もあるかもしれませんが、1回1回声をかけることで、そういうことも随分防げるのではないかなと思います。高齢者は、やっぱり電話で言われたことを信用して、怖くなっているというのが非常に大きいと思うので、その怖さを和らげてあげることで、銀行、金融機関、コンビニとかにもそういうことが対応できる対策も取っていただけるよう話をしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

最後に1点、さきほど交通部長から、19歳以上、普通免許等保有歴1年以上の二種免許の問題がありましたね。これで特別な講習を修了ということで、どのような講習になるのかを教えてください。

三浦交通部長 特別な講習というのは、公安委員会が指定する自動車学校で、警察庁指定の講習、これは36時間ありますが、座学、実技、合わせて36時間の講習を受けた者については、規定の対象になります。二つの自動車学校に申し込んで、この講習を受けていただければ、この免許を受けることができます。

三浦委員 まず、組織改編の関係ですが、この警務課のデジタル化推進係、もう少し人員配置と業務内容等を教えていただきたいというのが1点。

もう1点が窓口業務受付時間変更の試行運用の関係ですが、これはとてもいいことだなと思っていて、この試行期間、できれば本格実施に向けて進んでいってほしいなと思います。この試行期間、具体的にその試行期間を経て、それから本格実施するのかどうかの判断、どのように決定されるのか教えていただきたいと思いません。

足達警務課長 最初のデジタル化推進係ですが、兼務等も入れて2名を考えています。電子決裁等いろいろとデジタル化が進展しているので、これに対応するためには専従の係が必要と判断しました。

あと、窓口の試行期間と本格運用の判断という御質問ですが、試行期間は4月1日から1年間を考えています。この窓口での受付の部分、一覧を御覧になっていただければ分かると思いますが、銃砲刀剣類以外は事業者が非常に多くて、銃砲刀剣類の方々もずっと免許更新をされている、ある意味固定された方が多く、そういった方には周知をしているので、大きな支障はないと思います。窓口等で御意見等があると思うので、各警察署からそういった意見等を吸い上げ、最終的に本格運用するかどうかを判断していきたいと考えています。

三浦委員 窓口業務はよく分かりました。またしっかり見ていきたいと思えます。

組織の概要の関係ですが、もうこれは全国的なデジタル、DXの流れが、見ていてこれが深いなという印象を受けています。とはいえ、これは知事部局も含めてですが、優秀な職員の確

保とか育成とは、とても難しくて、その辺はしっかり人事課と協議を重ねていながら、警察本部の仕事量は非常に大きいと思うので、その効率化に向け、この辺をもっと推進していけるように取り組んでほしいと思うので、よろしくをお願いします。

鴛海委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかにないので、これで警察本部関係の審査を終わります。執行部の皆さんは、お疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

鴛海委員長 これより教育委員会関係の審査を行います。

まず、付託案件について審査を行います。第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

岡本教育長 初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。本日は、付託案件1件、諸般の報告3件について説明、報告します。関係事項はそれぞれ担当課長から説明します。よろしくをお願いします。

山上教育財務課長 第42号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第13号）について御説明します。

委員会資料の1ページをお願いします。表の下から3段目に二重線で囲っていますが、補正予算案総額は3億5,990万2千円の減額です。内訳は、その下のおり事業費が7億1,582万9千円の減、人件費が3億5,592

万7千円の増となっています。事業費については、国の補正予算を受け入れて追加で事業を実施することとした一方、新型コロナウイルスの影響などにより、各事業の実績に伴う所要の減額を行うものです。また、人件費については、自己都合等による退職手当の増等によるものです。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように1,130億4,130万円となります。

次のページを御覧ください。主な補正事業について、令和3年度一般会計2月補正予算案の概要で説明します。

1番新時代の学びを支えるICT活用推進事業1億2,999万5千円の増額です。国の補正予算を受け入れて、ICTを効果的に活用した学習環境の充実を図るため、県立学校や社会教育施設のネットワーク環境を拡充するほか、タブレット端末の追加整備を行うものです。

続いて、2番県立学校等学習環境緊急整備事業1億7,085万円です。国の補正予算を受け入れて、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県立高等学校、中学校及び特別支援学校において使用する消毒液等の衛生用品を追加で確保するものです。また、市町村による公立幼稚園向け衛生用品の購入に要する経費の2分の1を助成します。

次に、繰越明許費について説明します。議案書の24ページをお願いします。

追加として8事業の繰越しをお願いしています。教育費の一番上県立学校等学習環境緊急整備事業費1億7,085万円、その三つ下、新時代の学びを支えるICT活用推進事業費1億2,999万5千円は、さきほど補正予算案の概要で説明しましたが、今回の補正予算で要求するため、年度内の納品が困難となったものです。教育費の二つ目の教職員住宅等整備事業費797万円は、教職員住宅の修繕において、海外からの部品調達が遅延し、年度内完成が困難となったものです。

その二つ下、ものづくりスペシャリスト育成推進事業費1,162万5千円は、農業系高校の実習設備について、半導体不足等により年度

内の納品が困難となったものです。

その下、文化財保存事業補助事業費2,766万6千円は、1月22日に発生した日向灘地震により、毛利空桑旧宅等が被災したことなどに伴い、市町村等の修復工事が翌年度以降も継続となったものです。

その下、活かして守る大分の文化財保護推進事業費363万円は、文化財のデジタル図鑑の作成委託について、入札不調が続いたものです。仕様の見直しを行い、早期執行に努めます。

次のページの一番上、九重青少年の家施設整備事業費4,217万7千円は、九重青少年の家キャンプ場等の改修について、今回の補正予算で要求するため、工期の都合により年度内の完了が困難となったものです。

その下、学校保健費317万円は、部活動全国大会等出場にかかるPCR検査費用の助成の一部が4年度以降の執行となったものです。

続いて、33ページをお願いします。9月に承認いただいた分からの変更が1事業あります。

高等学校施設整備事業費補正額6,600万円は、修繕が必要な体育館等の緊急整備について、今回の補正予算で要求するため、工期の都合により年度内の完了が困難となったものです。

最後に、債務負担行為補正について説明します。36ページをお願いします。定時制高等学校給食業務委託料5,950万4千円です。定時制高等学校の給食業務について、4年度から7年度まで民間委託するもので、委託業者を3月中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

続いて、39ページをお願いします。一番下、23番県立学校施設整備事業、次のページ24番県立図書館カウンター業務委託料について、いずれも今年度の契約実績により事業費が減額となったため、限度額を変更するものです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査した警察本部関係部分とあわ

せて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

では、①から③について、一括して報告を求めます。

山上教育財務課長 損害賠償の額の決定について報告します。

委員会資料の3ページをお開きください。賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、被害者に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和4年2月7日に専決処分したので、その報告です。

まず1事故の概要ですが、事故が起こったのは令和3年8月8日夜から翌日午前6時頃までの間で、下の写真にあるように台風9号の強風により国東高校敷地内の竹が、隣接する駐車場に駐車していた軽自動車に倒れ掛かり、さらに風にあおられ揺さぶられたことで、擦り傷を付けアンテナ等を損傷させたものです。

2相手方及び賠償額等についてですが、相手方の損害賠償の金額は、修理費用が22万1,716円、修理期間中の代車費用が5万600円の総額27万2,316円です。県としては台風の接近が予想される中、学校敷地内の倒木防止等の措置が十分でなかったという管理上の瑕疵があったため、国家賠償法第2条に基づき、相手方に損害賠償を行うものです。

続いて、大分県立別府支援学校鶴見校における個人情報の誤送等について御説明します。

説明資料の4ページをお開きください。事故の概要ですが2点あります。

一つ目は、別府支援学校鶴見校において、特

別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の支給割合を決定するために必要な世帯状況や収入等の個人情報が記載された書類を、担当者が中身を確認せず宛先を記載したため、誤って同校の他の保護者に送付したものです。

二つ目は、別府支援学校本校、鶴見校及び石垣原校において、就学奨励費の支給割合を決定する前の確認段階であったにもかかわらず、支給割合の決定通知書を作成し保護者へ交付したものです。

各特別支援学校に対しては、個人情報を含む文書等の発送方法、事務手続について適正に行うよう通知し、注意喚起を行ったところです。今後は、このような事務手続のミスが生じないようにチェック体制を強化し、再発防止に向けた対策を進めていきます。

大和教育人事課長 教職員の懲戒処分について御報告します。委員会資料の5ページをお開きください。

最初に、県内の公立中学校に勤務する男性教諭40歳代が、令和2年9月から令和3年3月まで、女子生徒に対し学校内でわいせつな行為を複数回行っていたため、令和3年12月24日付けで免職の懲戒処分としました。あわせて、監督者処分として公立中学校校長と教頭を共に減給10分の1、1月の懲戒処分としました。

次に、大分市内の県立学校に勤務する男性教頭56歳が、令和3年10月13日の勤務時間中に、勤務場所ではない場所で飲酒し、また、令和3年9月頃から同様の行為を行っていたため、12月24日付けで停職3月の懲戒処分としました。あわせて、監督者処分として、同校校長を戒告としました。なお、当該教頭は懲戒処分を行った同日付で依願退職をしました。

次に、佐伯市内の県立学校に勤務する臨時講師23歳が、令和3年11月20日土曜日午前1時20分頃、大分市賀来の県道において、普通乗用自動車を運転中、警察官より停止を求められ、呼気1リットルあたり基準値0.15ミリグラム以上のアルコールが検知され、酒気帯び運転で検挙されたため、2月28日付けで停職1月の懲戒処分としました。この停職期間に

については、本来停職6月が相当と考えられましたが、被処分者が臨時講師であるため、任用期限までを停職期間としたものです。なお、同臨時講師は、懲戒処分を行った同日付で依願退職をしました。

次に、大分市内の公立小学校に勤務する女性教諭47歳が、平成30年1月20日から令和2年4月29日までの間、営利企業等従事許可を受けずに、自身のブログ上に料金表を提示し、80件のヒーリングやカウンセリング行為を行い35万8,322円を受け取ったため、2月28日付けで減給10分の1、2月の懲戒処分としました。

このようなあつてはならない非違行為が発生したことに対して、深くお詫び申し上げます。県教育委員会としては、令和3年12月24日に臨時の県立学校校長会・教育事務所長会議を開き、管理職による全教職員に対する個別面談の実施等、改めて綱紀肅正及び服務規律の保持を徹底するよう指示しました。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

麻生委員 諸般の報告③の教職員の処分の1のケースと7のケース、それぞれについて伺います。

まず、1のケースの事実の概要の報告案件についてですが、結局これは犯罪ですよ。刑法上の犯罪になりますが、その処罰、どういった処分というか、刑法上の処分はどうなったのか、資料には記載されていないので、分かれば、どうなっているのかをまず教えてください。

大和教育人事課長 1点目の事案ですが、内容が法に抵触する可能性が高いということで、12月上旬に県警宛てに情報提供しました。その後の対応ですが、県警が保護者に対する話を聞いているという状況は確認をしていますが、その後の捜査状況については、詳細には現時点では把握できていません。

麻生委員 これは明らかに刑法違反で犯罪である。特にこの中で問題なのは、学校内でこういった事案が発生していることであり、この2番

の校長または教頭が刑事告発するのは当然のことだろうと思いますが、学校の管理責任者が、この先生を刑事告発しているのかしていないのか、その事実を。情報提供しているだけで刑事告発はしていないんでしょう。

大和教育人事課長 刑事告発は行っていません。

麻生委員 この部分が問題であつて、文科省の性犯罪についてのいろんな見直しとか方向性というか、児童生徒の被害者を守るために、一般であれば、そういった犯罪者として被害者が訴える、あるいは被害者の保護者が訴えれば、間違いなく名前も出てくるし、保護者の了解があれば、直ちにそういった人は逮捕され、新聞にも名前が載るわけですよ。しかし、学校現場で、学校内で起こっているにもかかわらず、名前も出ない。だから、何度も何度も同じことを繰り返す、こういった方向になっていると私は思っているので、そういったことを含めて、もう一度、県警とも今議会中にしっかりとこういった案件について、情報提供だけではなくて、やはり学校の管理責任者として、校内で起こっている案件でしょう。そこで犯罪が起こっているのに刑事告発しないのはおかしな話で、むしろ2番、3番も減給程度で済む問題ではない。刑事告発は刑事告発として、当然、管理責任者としてやるべき案件だと私は思います。それをやっていなくて10分の1の減給で済まそうなんて、これは甘過ぎるのではないかと。そういった責任の所在の明確化を含め、しっかり文科省もいろんな見直しをやっている、法改正もやっているのではないかと思います。現場からのそういった声をしっかり上げて、相談しながら、こういった方針でやると明確な報告を求めておきます。

県警に対しても文教警察委員会として、そういった部分の状況報告を含め、しっかりと改善の方向性を追及していく必要があるかと思うので、意見として申し上げておきたいと思います。

猿渡委員 今の件と関連しますが、性的な問題を起こした人物、あるいはアルコール依存症が疑われるようなケースについて、その後の更生

プログラムにつなげることも被害者を増やさないためにも必要ではないかと思えます。免職とか職を辞した場合にも、職を辞す前に、やはりそういう更生プログラムの場所を紹介するとか、つなげることが必要ではないか。仕事を辞めた後に、犯罪の危険性をより私は心配します。

それと、被害を受けた生徒に対してのケア、あるいは周りの生徒たち含めて、ケアをどのようにやっているのかも含め、いろんな部署と連携しながら、そういう対応が重要かと思えますが、その点どのようにやっているのか、今後についても考えを聞かせてください。

大和教育人事課長 わいせつ事案を起こした教員ですが、委員からも以前御意見をいただいて、再発防止のために研修とか更生プログラム、そういうものができないかと確認をしましたが、現時点で適切な研修を行う機関は見つかっていません。引き続き、どのような対応が行えるのか検討していきたいと考えています。

また、4番目の業務中飲酒をしていた教頭の事案ですが、事案発覚後、病院の受診を勧め、その後、病院で治療を行っている状況です。

また、1番目の事案で被害を受けた生徒ですが、その後、スクールカウンセラーが相談に乗って対応を行っている状況です。

猿渡委員 いろいろなところと連携しながら、ぜひそういう対応を今後強めていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

麻生委員 1番のケースに関しては、私からも、犯罪は犯罪ですから、学校現場だけ特別扱いになって、被害者保護という目的を隠れみのにするのは、とんでもない話ですから、しっかりと責任の所在を明確にして刑事告発もする。そして、犯罪者として、しっかりと罰を受けること、一般と同じような方向性。その方針について明確な意思表示がないから、ずるずると何回も何回も同じことを繰り返すということをあえて申し上げておきます。

それから、7番のケースですが、地方公務員法の副業禁止規定等になるということですが、35万8,322円収入があったということですが、これはその後どうなっているのか。また、

法律でこのまま税務申告しなければ、所得税法違反ということで、罪をまた重ねるわけですが、そういった部分はどうなっていますか。

大和教育人事課長 この行為を行って得た収入のその後の状況については、どのように推移したかを確認をしていませんが、本人は、この収入の一部を生活費に使ったと。また、残りの分については、民間団体の資格を取得して行為を行ったということですが、そういう資格を取るのに使用したということで確認しています。

また、税金面については、どのように処理をされたかについては確認できていません。

麻生委員 しっかり確認して、罪に罪を重ねるようなことがあってはいけないでしょうから、そういったことを管理するために皆さんいるんでしょう。

小嶋委員 さっき、これは考え方の問題と思いますが、3ページの相手方ですね、女性で、この資料に住所がきちっと書かれてあって、部屋番号まで書かれているのは、昨今、非常に厳しくなっている個人情報の問題からすると、これは抽象的にしておく必要があるのではないかと思うので、男性であれ女性であれ、住所を明確にきちっと書く必要はないのではないかと、報告するときにさらっと言うのはいいと思いますが、明記するのは市町村地区名まででいいのではないかと思います。見解を聞かせてください。

それからもう1点、5ページの7番目の件ですね、営利企業等従事許可を受けずにと書いてありますが、これを受けたら公務員は、教育公務員にかかわらず、こういう仕事で収益を得ることは可能なかどうか、それを聞かせてください。

山上教育財務課長 損害賠償の額については、300万円以下については報告の義務があるという、その中身についてさきほどの名前、住所を明示する必要があるという認識の下で入れています。細かいところまで入れるのかどうかは確認の上、以後、それに沿ってやっていきたいと思えます。

大和教育人事課長 7番目の営利企業等従事許可を受けずに行っていたという事案ですが、

この内容については、たとえ営利企業従事許可の申請が上がったとしても、許可できない事案だろうと考えています。この教員については大分市の小学校教員なので、営利企業等従事許可を行うのは大分市の教育委員会となりますが、一般的に公務員に対する営利企業の従事許可については、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職員の本質に矛盾しない範囲で、限定的に認めるものということです。

例えば、許可できるような案件としては、親から相続した不動産の賃貸による収入とか、家業の手伝いによる収入等、積極的な経営であろうと、経営の意思があるとは認められないものとか、あと社会貢献、公益的な内容につながるもの、講演とかそういうものについては認める場合がありますが、今回の内容については、内容的にも許可できるものではないと考えています。

麻生委員 今の件で、採用は県教委で採用ですよ。人事管理上は、例えば、市教委所属ということで、申告とか報告とか申請は市教委に出すわけですか。それは県教委としての管理責任者としての相関関係ってどうなっていますか。

大和教育人事課長 営利企業等の従事許可の手続については、服務監督権者である大分市の教育委員会が所管をする。今回の処分は、懲戒権については県教委となるので、今回、県教委が処分しています。

麻生委員 所管はそれでいいのかもしれないが、所管しているところから、責任のある県教委に対しての報告の流れとか、そういった相関関係はどうなっていますかという質問です。

大和教育人事課長 このような事案が発生した場合については、大分市から県の教育委員会に報告があります。それで内容について懲戒処分に相当するものかどうかを県教委で判断し、最終的には大分市の教育委員会から内申という形で処分の正式な報告があり、最終的には県教委が処分するという流れです。

麻生委員 現在、各市町村で勤務をしている学校の先生で、そういう副業申請をしている件数は、県教委は市町村ごとに把握していますか。

大和教育人事課長 その件数については把握はできていません。

麻生委員 要は、そういったことで大きな問題がいっぱいありますよね。基本中の基本でしょう。採用からの管理、基本的には県教委所属なんでしょう。その方々の動向というのは、今回、これは一つの事例として把握していなかったと分かったわけですから、分かった以上は徹底的にそういうことについて、実態がどうなっているのか。中には、別に私はこれからの時代は副業をどんどんやってもいいぐらいに思っている人間ですけど、そういう意味において、やはりその部分を把握した上で、いいことはどんどんしてもらって、子どもたちにもその経験をいい形で生かしてくれればいいわけですが、さっきから聞いていると、県教委っていいかげんやなど痛感しました。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

吉村副委員長 1点お伺いします。コロナに関してですが、各市町村とのやり取りを少し伺えればと思います。県としての指示もあると思うし、各市町村で感染状況も違うので、各市町村の対応というものがあると思います。その辺は重々承知していますが、その上で各市町村に対して県としてどういった対応を取られているのか、1点教えてください。

重親教育改革・企画課長 市町村とのやり取りということですが、基本的には県内に六つある教育事務所が市教委と密接にふだんからやり取りしているので、我々本庁とその間に教育事務所が入って、市教委から上がってきた情報が我々に届く。我々から伝えることは教育事務所を通じて伝えるというフロー図が通常あります。我々から出した方針は通知とかもあるし、教育事務所長にも、紙を出すだけではなく、こういう意味だよと、こういうふう気をつけなさいと我々から指導と言うか、助言をして、市町村にも届けるということをやっています。

吉村副委員長 少し大きく聞きましたが、具体的に言えば、今、市町村で部活動等も大分市、日田市に関しては3月6日までやるなという話になっていると理解しています。感染状況等様々あるので、一概にそれがいいとか悪いとか言っているわけではありませんが、県として、さきほど知事のお話もありましたように、まん延防止も延長しない。県民の旅割も使う中で、小中学生には部活はやるな。ましてや、大分、日田だけと。この辺は、正直に言えば、大きな矛盾を個人的に感じています。言い方は絶対良くないですが、大人は遊んでいいよ、子どもは黙っておれと言っている保護者も現実にありますし、そう取られてもおかしくないのではないかなという気はしています。

一番大事な中学生であったり、子どもたちのスポーツの機会が、こういった形で住んでいる地域で奪われる。そして、そこに大きな根拠があるのかないのか、それも県民の皆様には伝わっていないという部分に関しては、やはり市は市だからということではなく、県としてきちっとしたガイドラインとか説明できる仕組みを、私は個人的に作るべきではないか、必要ではないかなと思いますが、教育長いかがでしょうか。

岡本教育長 今、委員おっしゃったガイドライン、私も示しています。議場でもお答えしましたが、例えて言うと極力身体接触を伴わないような工夫はしてほしいというところはガイドラインとして、もう既に示しています。

示していますが、私どもは市町村に強制をする立ち位置ではありませんから、市町村は私どもが示したガイドラインを見た上で、御自身の状況を踏まえ、考えながら、そういう判断に至ったということだと理解しています。

吉村副委員長 分かりました。その上で学生のスポーツの機会というか、住んでいる地域で、県としては全体的に動いていいよと言っている中で、果たして整合性があるのか非常に気になるし、そういう声は非常に大きくあります。あえてここで言わせていただいたのは、3月6日までが一応止めておいてくださいよとなっていますが、これは今の感染状況を見たときに、い

いや、もう3月いっぱいだめですよとなる可能性は十分にあるのではないかな。となると、今の子どもたちは、結局、年度をまたいでずっと運動できずに、習い事も行かずに家に引き籠もるしかないとなりそうな様子も個人的に感じています。それで本当にいいのかなという気がしているので、ガイドラインの話もありました。当然、示していただいているので、それを見て判断するのは市町村だと言われれば、それはそうですが、果たしてそれで終わっていいのかなという気はしているので、改善の余地、または、検討の余地があれば、少し入れていただければと思います。よろしくお願いします。要望です。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ほかにないので、これで教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。委員の皆様は、この後協議を行うのでこのまま御着席願います。

〔教育委員会退室〕

鴛海委員長 これより、内部協議を入ります。懇親会についてです。3月17日の委員会後に、懇親会を開催します。開催規模については、昨年12月の懇親会同様、執行部の出席者は、次長以上としたいと思いますが、よろしいですか。

〔協議〕

鴛海委員長 それでは、私に一任いただき、他の委員会の状況を確認しながら開催する方向としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 それでは、そのようにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようなので、これで委員会を終わります。

お疲れ様でした。